

◎新潟県選挙管理委員会告示第94号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、五泉市選挙管理委員会から、次のとおり指定があった旨の報告があった。

令和3年12月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
五泉市交流拠点複合施設（ラポルテ五泉）	五泉市赤海863番地	多目的ホール 多目的室1	501.00 74.30	令和3年12月1日